

新入学学用品費の入学前支給のご案内

根室市では令和7年度に中学校に入学されるお子さん及び、義務教育学校7年生に進級するお子さんがいるご家庭で、経済的に困りの保護者の方に新入学学用品費の支給を入学前の2月に行います。

(この援助の申請対象となる方)

令和7年度に根室市立中学校に入学予定の生徒を有する保護者及び義務教育学校7年生に進級予定の生徒を有する保護者で、次にいずれにも該当する方

ただし、生活保護を受けている方は、生活保護費から支給されますので、新入学学用品費支給の対象になりません。

● 同一生計世帯の年収の合計が一定の基準(生活保護基準額の1.7倍)を超えない方。(収入審査あり)

● 次のいずれかに該当する方

- | | |
|-------------------------|--|
| 1. 生活保護が停止又は廃止された方 | 8. 市民税が非課税となった方 |
| 2. 国民年金保険料が減免された方 | 9. 市民税が減免された方 |
| 3. 国民健康保険料が減免又は徴収猶予された方 | 10. 固定資産税が減免された方 |
| 4. 個人事業税が減免された方 | 11. 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる方 |
| 5. 児童扶養手当が支給された方 | 12. PTA 会費、学級費など学校納付金の減免が行われている方 |
| 6. 生活福祉資金の貸付を受けた方 | 13. 学校納付金の納付状況の悪い者や学用品費等に不自由している者等、生活状態が極めて悪いと認められる方 |
| 7. 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する | |

(申請方法、支給額等)

- 2枚目「就学援助認定申請書類請求書」に必要事項を記入し、在籍学校に提出してください。
- 後日、在籍学校から申請書類一式が配布されますので、必要事項を記入し、関係書類を添付のうえ在籍学校に提出してください。(申請書の記入方法、添付する書類等について、詳しくは後日配布される就学援助の手引を参照ください。)

受付期間: 令和7年3月31日(月)まで

支給時期: 令和7年1月31日(金)までに提出していただいた場合、令和7年2月20日(木)に支給します。(予定)

※2月1日以降に提出された場合は、2月20日以降随時支給します。

支給額: 63,000円

「令和6年度就学援助」の準要保護認定を受けている方は手続き不要です。2月20日に支給されます。

(注意事項)

・今回の新入学学用品費の支給を受けた場合でも、「令和7年度就学援助」をご希望する場合には、別途申請していただく必要があります。(収入審査の基準が違いますので、審査結果が異なる場合があります。)
「令和7年度就学援助」では、学用品費、PTA 会費、体育実技用具費等の援助が受けられます。

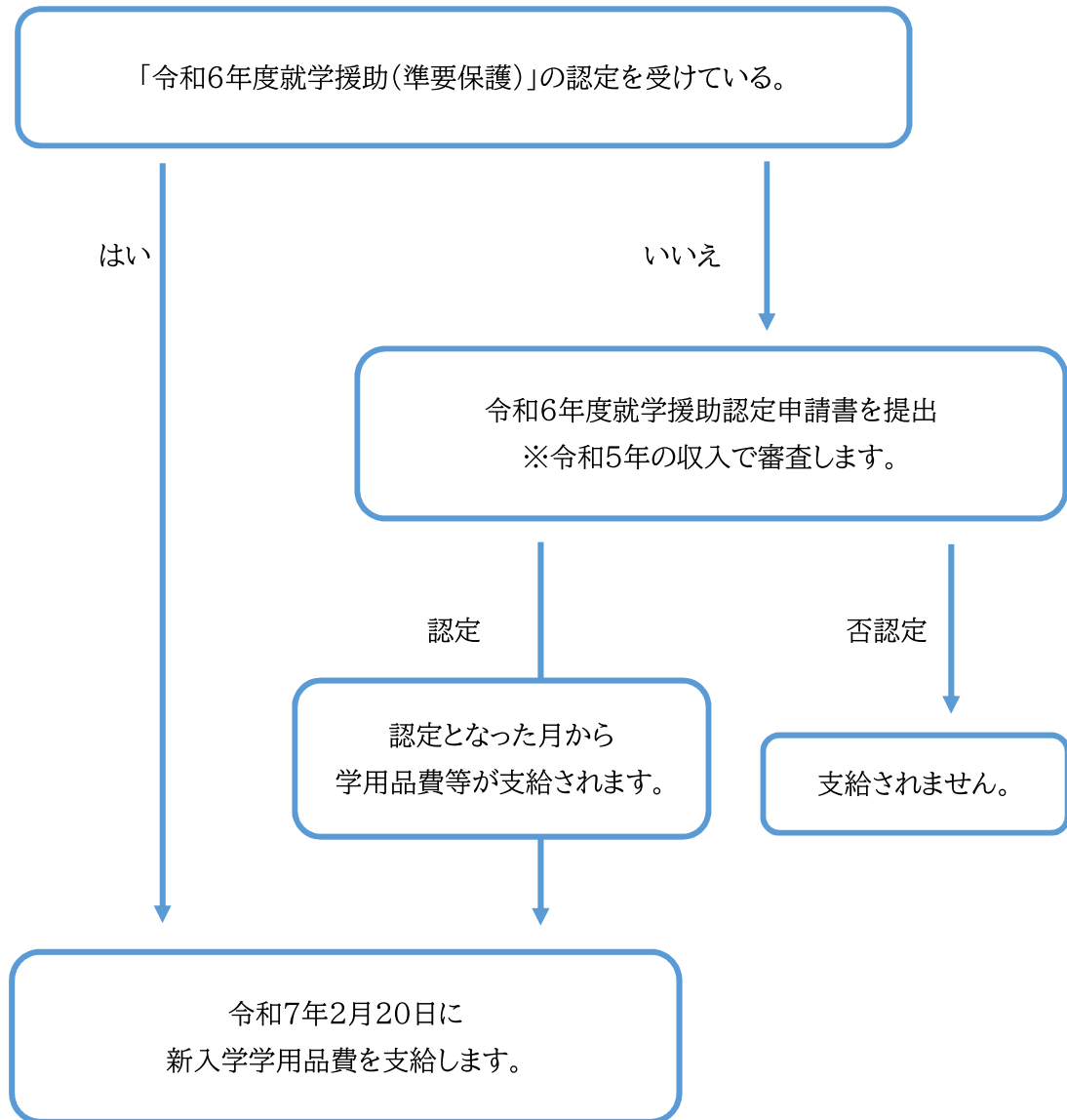
・今回の新入学学用品費の支給を受けた方は、「令和7年度就学援助」の新入学学用品費は対象となりません。

・令和7年4月に根室市内の中学校に入学しない場合は、支給の対象となりません。また、入学前に支給を受けた場合で市外に転出した方は、全額返還していただくことになります。

(申請書の配布・提出・お問合せ先)

根室市役所3階 根室市教育委員会教育総務課学校教育担当 電話 0153-23-6111(内線3323)

新入学学用品費支給までの流れ



※ 上記スケジュールは現時点での予定となります。

※ 「令和6年度就学援助」を希望する場合は、別途申請が必要になります。「令和6年度就学援助」では令和5年の収入で審査しますので、今回の審査結果と異なる場合があります。

※ 今回の新入学学用品費の支給を受けた方は、「令和7年度就学援助」の新入学学用品費は対象となりません。